

綾瀬市土地価格評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市土地価格評価委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 土地の取得を行う場合に、その価格の公正を期するため、綾瀬市土地価格評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 綾瀬市が取得しようとする土地の価格の評価に関すること。
- (2) 綾瀬市土地開発公社の依頼による土地の価格の評価に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、副市長、経営企画部長、総務部長、都市部長及び土木部長をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長に土木部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(回議)

第7条 委員会は、軽易なもの又は急を要するものについては、回議によることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における決定事項を市長に報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、用地主管課において処理するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。